

平成30年6月18日

第12回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 平成30年6月18日(月)午後1時30分
2. 会 場 北信支所 大会議室
3. 出席委員 22名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 22番 宍戸 薫 23番 鈴木 顯典
24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 16番 古関 恵子 21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者
事務局 長 石川 英弥
庶務係 長 遠藤 彰 主 査 羽田 瑠美
農地係 長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について
- 第8号 荒廃農地の区分の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 16番 古関 恵子 委員、21番 齋藤 貴裕 委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第12回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

1番：小山 正雄 委員、13番：佐藤 ミツエ 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日15時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(88件)】

合計88件、平成30年6月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転11件、賃借権設定2件、使用貸借権設定が2件、計15件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番(発言を求める。)

議長 2番(発言を許可する。)

2番 議案第1号、区域番号1番、整理番号1番の件でありますけれども、5月にも譲受人から、新規農業開始で申請し、許可をいただいた土地の、隣の土地を追加で借り受けて、耕作をしたいというようなことがございます。区域協議会では、許可相当と判断させていただきましたので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長
農地係長
議長
5番
議長
5番
議長
議長
農地係長
議長
8番
議長
8番
議長
農地係長
議長
12番
議長
12番

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長5番（発言を求め。）

5番（発言を許可する。）

区域番号2番、整理番号2番、この案件は、譲渡人が農業をしていますが高齢のためにできないので、譲受人の方に所有権を移転しながら、後継者なので、区域協議会では何ら問題ないと判断しましたので、審議の程よろしくお願ひいたします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号3番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長8番（発言を求め。）

8番（発言を許可する。）

区域番号3番、整理番号3番から5番の案件でございますが、記載の通りの案件でございます。区域協議会では異議なしということでありましたけれども、整理番号5番につきまして、ちょっと価格が高いんじゃないかと、いう意見等もありました。地主さん、あるいは、譲受人にお話を伺ったところだったんですが、この土地は違う人が借りていて、違法建築があったと。それを取り除いて、客土、あるいは天地返し等に費用がかかったので、多少高くても仕方ないかなと、いうことで、お互いに納得した上での売買だそうです。そのことを報告しまして、了承を得ましたので、よろしくお願ひいたします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

3ページをご覧ください。区域番号4番、整理番号6番から8番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長12番（発言を求め。）

12番（発言を許可する。）

区域番号4番、整理番号6、7、8番の3つの案件でございます。内容につきましては、許可を受けようとする土地の表示から備考まで、ご覧の通りでございます。

この中の、整理番号6番、7番につきましては、譲受人の方は、今まで、農業をしながら大工をしていたんですが、今回、大工を辞めて、農業の方に専念するということで、経営規模の拡大ということで、譲渡人の両名も高齢ということで、この方が譲り受けて、農業の規模の拡大を図るということでございます。

また、整理番号8番の譲受人につきましては、浪江町から避難している方でございます。こ

の方は、備考にもありますとおり、関連議案としまして、議案第3号、第4号にも出てまいります。避難をしております、宅地を求めまして、その宅地の脇に、この整理番号8番の、平野字明堂のこの畑が若干、あるということで、ここで耕作をするということでございます。なお、調査書にありますとおり、譲受人は浪江町におきましても、その後も約2万㎡の農地を、荒らさないように管理しているということで、問題ないかと思われま。ただ、区域協議会の中では、10aあたりの価格が高いということで、どういうことだという話になったわけですが、隣接する宅地と、宅地並みで農地の方も、面積も小規模ではございますが、こちらについて求めたと、というような内容かと思われま。

以上、このような問題もありましたが、特に、区域協議会では問題なしと判断したところでございますので、皆様のご審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番

議長1番（発言を求める。）

議長

1番（発言を許可する。）

1番

少し意見を申し上げたいんです。こういう事例を作った場合に、単価がよそに波及するということは考えられないのでしょうか。通常価格では到底考えられない。

20番

議長20番（発言を求める。）

議長

20番（発言を許可する。）

20番

それはどの区域でも、避難の方々が、我々の価格とはかけ離れた価格で農地を求められているのは現実にあると思います。それに倣って我々が買えるかといったら、誰も買えないと思いますが、お互いにそういう条件で売買をしているのに、我々がそれに文句をつける理由も全くない。

24番

議長24番（発言を求める。）

議長

24番（発言を許可する。）

24番

私の区域でも、2～3年前にこういう件があつて、詳しく、買われた方・売った方にお伺ひしたところ、農地の部分については、避難している人が取得すると非課税枠が、1,200万円だったか、あるので、売る方に迷惑をかけないように、譲渡税か取得税の関係があるので、宅地の方を若干、安めにして、畑を高くすると、売った人が非課税になるという、避難者の人には優遇措置があるので、そういう税制面のテクニックを駆使しながら買いましたということを知ったので、多分実際は一体で売って、税制面の関係でどっちに割り振りをするというのを多分、しているんだと思うんですけども。そういう話は聞きました。避難している人の特例で。多分、基盤促進法でやると800万円まで非課税の部分が、今、1.5倍になっているので、そういう制度を利用して、金額も、それに見合うような金額になっているのかなという感じです。

14番

議長14番（発言を求める。）

議長

14番（発言を許可する。）

14番

私の方から少し補足させていただきますけれども、これはですね、12番から説明があつたとおりでありますが、後程出てきます5条の事業計画変更申請なんですけれども、実は、別の方が最初に不動産業者を通して、この土地の契約をしておつた。そうしたら、いざ計画どおりに家を建てようと思つたら、そこに農地が付いていと。それも一緒に開発行為をしてしまったと、というようなことで、この方は会社員なものですから、その農地は買えな

い。というようなことで、後の、議案第4号の事業計画変更申請をして、解約をしたんです。そしてこの譲受人は、同じ町内の別な土地に家を建てようと思っていたんですけども、たまたまこは、ものすごく眺望が良くて、住宅地の中にあつて、これはいいということで、その土地をこの譲受人が引き継いで、今回その農地と、農地は埋め立てられていたのを元に戻しましたけれども、そして、価格はお互いに、というか、買う人も納得済みで宅地と同じ値段でと、というようなことで、私は売主のお兄さんから直接、話を伺つてきて、お互いに納得済みということでした。あとは、後で事務局から聞いていただくとわかるんですけども、これについては申立書を取つてあるそうです。そういうわけで、区域協議会では、それならば大丈夫だろうということで、承認したわけです。なお、事務局からも聞いてください。

農地係長 委員さんの方から説明いただいたとおりです。はじめは、宅地並みの値段ということだったので、別な目的に使うのではないかとということで、受付の時に話をさせていただきまして、本人の方からは、農地部分については農地として使用する旨の誓約書については、提出していただいております。

議長 1番、そういうことですが。

1番 もやや感が強いですけども。

議長 よろしいですか。

1番 はい。

議長 その外みなさん、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号9番から4ページ15番までの7件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号9番から7件、ご説明いたします。

整理番号9、10番につきましては、譲受人が同じ方ですので、まとめて説明いたします。譲渡人お二人とも相続でお持ちになっている方で、譲受人につきましては、住所地でカフェレストランを経営している韓国出身の方でありまして、今回、新規ということで、韓国料理の材料と野菜、大部分のところはキクイモを栽培して加工をしながら販売をしたいと、というようなことで、新規営農開始ということになります。先月、この該当する2件につきましては、耕作判断をいたしまして、国の耕作放棄地の事業を使って整備をしていくと、なおかつ、ボランティア等も参集して農作業を進めていくということでありまして、一般法人ではありませんが、きちんと営農をすると、ということでございますので、区域協議会では特に問題はないと判断いたしました。

次のページであります、11番から15番まで、これも、譲受人が同じでありますので、同じく説明をいたします。譲受人につきましては、会社の会長さんでありまして、農地をお持ちですので、今回は経営規模の拡大ということであります。該当する農地につきましては、水保地区の山手の方でありまして、傾斜地であります。地元でも心配する向きがありましたので、色々ご相談申し上げ、なおかつ、周辺の山林もお買い求めになっているということ

で、合わせて一体として、遊歩道などを整備しながら、景観を維持しながら、花の栽培をするということでありまして、傾斜地なものですから、あまり開発を進められると、集落に土砂災害等があるのではないかという懸念が地元ではありまして、そこら辺は、地元の説明を聞く機会をきちんと開いていただきながら、そういうことがないような事業の進め方をしてもらうというような確約を取っておりますので、今回は3条申請で区域協議会では許可相当と判断をいたしました。なお判断の根拠といたしましていずれも、3条調査書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 20番 議長20番（発言を求める。）
- 議長 20番（発言を許可する。）
- 20番 基本的な質問ですみません。外国の方が、農地を買ったりするとか、可能ですか。
- 24番 名前はこうになっているんですが、日本国籍を持っている方です。
- 農地係長 議長（発言を求める。）
- 議長 事務局（発言を許可する。）
- 農地係長 事務局から補足説明させていただきます。基本的には、使用貸借権の設定ということで、株式会社の社名での申請ということになります。解除条件付きの申請ということで申請いただいていますので、問題ないと判断いたしました。
- 20番 いや、外国の方は、土地を買えるんですか。基本的な話として、この方ではなくて、外国の方は、買えるんですか。
- 議長 それでは、来月回答ということでよろしいですか。
- 20番 はい。
- 議長 それでは事務局、来月まで調べておいてください。
- 農地係長 はい。
- 議長 その外、ございませんか。
- [異議なし。]
- 議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
- [異議なし。]
- 議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から15番についての15件、原案のとおり許可と決定いたします。
- 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
- 農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用4件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
- 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 5番 議長5番（発言を求める。）
- 議長 5番（発言を許可する。）
- 5番 申請者が、家に入る道路がないため、農地だったために申請を行いました。区域協議会では

何ら問題がないと判断したので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号2番でございますが、前回の案件にもあった同じ名前の株式会社の関係でございます。今回はソーラーシェアリングを目的とする農地に、ソーラーパネルを張って、その基礎の杭の部分を一時転用すると、というような案件でございます。現在、サツマイモ定植の準備をしております、転用期間が10年ということで、区域協議会の中では、特に問題ないということでございましたので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 転用期間10年間ということは、一時転用の期間の限度というのは、どのくらいなんですか。

農地係長 議長（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

農地係長 只今の、営農型の太陽光発電施設、いわゆるソーラーシェアリングについて、若干、ご説明させていただきます。農地に支柱を建ててソーラーパネルを設置して、営農を継続しながら発電事業を行っていくものです。この制度については、福島県が定めております事務処理要領に基づきまして、申請者と事前に協議を行ってまいりましたが、今回、書類が整いましたので、県より問題がない旨の回答があり、申請となりました。支柱部分については、地上を占有するため、農地の一時転用の扱いとなります。一般の転用期間は限度が3年間なんです。が、継続する場合は更新となっております。ただ、こちらの制度を活用する場合、5月に国の制度が緩和されまして、例えば、担い手が、所有している農地を担い手自ら営農する場合など、基準に合致すれば転用期間を10年に緩和すると、いう内容のものになります。なお、営農活動は20年間続ける必要があります。作物の収量など、発電事業を行う前の8割を下回らないことなど、毎年度、収穫量などについて報告していただくと、いうことが条件になっております。

20番 では10年ごとに更新していくんですね。わかりました。

議長 これは新しい、営農型と、ということで、初めてのケースですので、今の事務局の説明を頭に入れておいて、そういう案件があった時にはすぐ対応できるように、よろしくをお願いいたします。その外ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求め。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号3番なんですけれども、前回の総会に提出した、西道路南進の代替地の件なんです。代替地が段々畑なので、その段々畑をならして、ビニールハウスを1年半後くらいには建てたいという議案でございます。区域協議会では許可相当と考えましたので、皆様のご協議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求め。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号4番の1件であります。この土地は、現況は遊休農地状態でございます。その隣が自宅の申請者が、理容所を作りたいという話で相談されたところ、実家の敷地内では許可が降りず、自宅地続きの遊休農地のところなんです、そこの農地に造ってくださいというような行政指導があったそうでございます。第1種農地ではございますが、現況確認しましたところ、止むなしと、区域協議会では判断いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをお開きください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転11件、賃借権設定1件、使用貸借権設定5件、計17件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番から7ページ、6番の6件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求め。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 区域番号2番、整理番号1番、ここは刑務所通りなんです、アパートの拡張ということで、

譲受人が所有権移転を求めています。

2番、同じ譲渡人から、宅地の拡張ということで、譲受人にやはり所有権移転。

3番、譲渡人が高齢で、譲受人と親子関係になります、それで太陽光パネルを上げたりして使用貸借をすることになりました。

4番は、譲渡人と譲受人は親子関係なんですが、分家住宅ではちょっと大きすぎるので、個人的に使用貸借ということになりました。

5番と6番に関しては、調査書をご覧になっていただきたいんです。片方は前に不許可になった土地ですが、北側の方から宅地化するため、今回は許可と判断しました。

区域協議会の方では何ら問題ないということで、ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号7番から9番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号7番から9番まででございますが、7番につきましてはコンビニエンスストアの敷地というようなことで、現状は、115号線バイパスの道路沿いというようなことで、特に問題はないということでございました。

8番につきましては、分家住宅の敷地ということで、譲渡人・譲受人については親子関係であります。特に問題はないと、使用貸借権設定と、いうことでございます。

9番につきましては、認定こども園、現在、幼稚園を運営している部分が手狭になったということで、新たに広い土地を、所有権移転並びに賃借権設定をして建設をすると、というような案件でございます。特に協議会の中ではこの3件、問題ないということでございましたので、審議の程よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号10番から8ページ、12番までの3件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 区域番号4番、整理番号10番から12番までの3件でございます。内容については記載の通りでございます。

まず整理番号10番、譲受人は先程問題になった方でございます。今回、一般住宅敷地ということで、所有権移転ということでございます。区域協議会では特に問題なしと判断したところでございます。

整理番号11番、こちらについては、使用目的が建売住宅敷地ということで、既にこの農地

の周りについても、住宅となっております、特に問題ないだろうということで、区域協議会では判断したところでございます。

また、整理番号12番の案件でございますが、こちらの譲受人の奥さんが、譲渡人であるお父さんの娘さんということで、使用目的が分家住宅敷地となっております。この土地につきましては、譲渡人のすぐ東隣になりまして、現在、野菜の栽培をしているということで、特に周りの農地についても問題ないということで、区域協議会では3件とも許可相当と判断したところでございますので、ご審議の程よろしくお願ひしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号13番及び14番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号13番なんですけれども、議案第2号で出た案件と同じわけなんですけれども、西道路南進に関しての、国土交通省からの、住宅としての譲り受けということで、問題ないかと思っております。

14番は、譲渡人と譲受人は親子関係で、娘さんの旦那さんの名前なので、これも区域協議会では許可相当と考えましたので、皆さんのご意見をお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号15番及び9ページの16番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号15番、16番の2件についてご説明いたします。

まず15番なんです、西道路南進に伴いまして、用地買収ということで、永井川の方に移転されるということで、永井川のこの宅地の周辺は既に住宅地になっておりまして、周辺農地への問題はございません。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

16番につきましては、以前、この案件で農振除外で許可された案件でございます、幼稚園の駐車場の用地ということでございます。よろしくご審議をお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号17番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

| | |
|------|---|
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 24番 | 議長24番（発言を求める。） |
| 議長 | 24番（発言を許可する。） |
| 24番 | 整理番号17番についてご説明をいたします。該当する農地につきましては、譲受人の工務店を含むJVで既に一時転用しているところでありますが、今回は新たな除染事業を請け負ったということで譲受人単独での申請となります。一時転用の期間は3年ということですが、譲渡人につきましては、上鳥渡にお持ちの農地について違反転用があるということで、年内いっぱいには必ず是正をすると、いう確約をとった上での一時転用の申請となりましたので、区域協議会では、止むを得ず許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。 |
| 議長 | 事務局の方からその違反転用について、お願いします。 |
| 農地係長 | こちらの案件でございますが、実は、この譲渡人について、3年前にも違反転用ということで、指摘がございました。今回も審査したところ、委員さんもおっしゃいました、別な所で違反転用がございましたので、これについて改めて確認したところ、上鳥渡の方で、違反転用がございまして、その部分については、基礎までしっかりした、小屋のようなものが建っておりまして、小屋以外の件については、1か月以内に取り壊すと、小屋については基礎もありますので、年内いっぱい期限を設けまして、その間に取り壊しをしますという確約書を提出していただいておりますので、ご報告させていただきます。 |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 |
| | 〔異議なし。〕 |
| 議長 | それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 |
| | 〔異議なし。〕 |
| 議長 | 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から17番までの17件について、原案のとおり決定いたします。 |
| | 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。 |
| 農地係長 | 10ページをお開きください。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、除染業務・除去草木等の保管業務等に係る一時転用で、事業規模縮小による事業計画変更及び、個人の第三者転用に関する計画変更に係る許可申請で、いずれも市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の用件を満たすものと考えます。 |
| | 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 5番 | 議長5番（発言を求める。） |
| 議長 | 5番（発言を許可する。） |
| 5番 | 区域番号2番、整理番号1番は、当初計画者の除染業務が順調に消化しているために、変更前・変更後の草木類大型土嚢が1,578㎡から1,397㎡に変更されております。一部を農地に復元し、返還することになりましたので、調査書のとおりです。区域協議会では何ら問題ないと判断しましたので、審議の程よろしくお願いたします。 |

| | |
|------|---|
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕 |
| 議長 | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 |
| 農地係長 | 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。 よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 12番 | 議長12番（発言を求める。） |
| 議長 | 12番（発言を許可する。） |
| 12番 | 区域番号4番、整理番号2番の内容でございますが、先程から問題になっている内容でございます。関連の案件でございます。先程、14番から説明があったとおり、この内容に書いてありますとおり、土地造成後、仲介業者との意見の食い違いがあったということで、このような内容から、承継者が承継したという内容でございます。これらを含めて、先程来の住宅地、また、農地の案件が出てきたところでございますので、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。よろしくご審議をお願い申し上げたいと思います。 |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕 |
| 議長 | それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕 |
| 議長 | 異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件について原案のとおり決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。 |
| 農地係長 | 11ページをお開きください。議案第5号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。 区域番号6番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 20番 | 議長20番（発言を求める。） |
| 議長 | 20番（発言を許可する。） |
| 20番 | この案件でございますけれども、5月22日に、事務局と私とで現場確認をいたしまして、申請内容に間違いありませんでした。この場所は工務店の土地でございます、願出人は社長さんであります。区域協議会では問題なしと判断させていただきました。よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕 |
| 議長 | それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意 |

見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第5号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明と決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 12ページをご覧ください。議案第6号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分9件、27,483㎡、JAふくしま未来・農地利用集積円滑化団体への貸付分1件、415㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

13ページをご覧ください。

福島県農業振興公社貸付分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 この案件につきましては、野菜作りのために利用権の設定をするものであります。環境新システムを導入しながらの栽培に入りたいということで、区域協議会では問題ございませんでしたので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番から4番の3件、判断基準の詳細は、「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 区域番号3番、整理番号2番から4番でございますが、いずれも水稻栽培の新規でございます。公社仲介による案件でございますが、いずれも大規模農家でございまして、農機具等、大型機械を持っておりまして、耕作にはなんら支障がないと、区域協議会では判断をいたしましたので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 14ページ、区域番号4番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

1 2 番 整理番号5番の案件でございます。こちらについては、既に借受者も、立派な農家の方、2年前に新規就農した方で、規模拡大ということで、このような案件になっております。区域協議会では問題なしと判断したところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 9 番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

1 9 番 整理番号6番ですけれども、公社から、二本松の住所、これは水原のすぐ隣なんですけれども、水稻専門でやっている方で、間違いないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 4 番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

2 4 番 整理番号7、8、9番の3件であります。いずれも新規ではあります。既に耕作者も決まっております。適正に耕作されるものと、区域協議会では判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、JAふくしま未来貸付分ですが、15ページ、区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 2 番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

1 2 番 整理番号1番の案件でございますが、利用権の設定を受ける者は、直売所の経営をしております。この畑は直売所に隣接しているということで、また、利用権を設定する者については、息子さんも農業をやらないので、自分も高齢だということで、このように利用権を設定するという案件でございますので、区域協議会では問題なしと判断しましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意

見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり許可といたします。次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 16ページをお開きください。議案第7号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。

依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 区域番号2番、整理番号1番の案件なのですが、私と担当推進委員と事務局職員で現地を調査しました。台帳では畑になっていますが、現状は山林となっていて、全然、木が生い茂っているような状態なので、非農地として、区域協議会では判断しましたので、審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 17ページをご覧ください。議案第8号、荒廃農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。依頼に基づき、平成30年5月31日に区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、再生利用が可能な「A分類」及び「荒廃農地ではない」と判断されました。

区域番号5番、整理番号1番から5番の5件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 この件に関して、整理番号1番から4番が、調べた結果、まだ日が浅くてA分類ということで、再生可能な農地であろうと、いう判断をしました。

5番は、これは使っている畑なので、何ら問題ないと思います。みなさんのご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第8号、荒廃農地の区分の判断について、整理番号1番から5番の5件、原案のとおり決定いたします。
次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書18ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番から4番の4件、区域番号3番、整理番号5番の1件、区域番号6番、整理番号6番から19ページの9番までの4件、区域番号7番、整理番号10番から12番までの3件、以上12件について、記載内容の受理を行っております。
議案書20ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、区域番号5番、整理番号3番の1件、以上3件について記載内容の受理を行っております。
議案書21ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、区域番号3番、整理番号5番から、22ページ、整理番号8番までの4件、区域番号7番、整理番号9番の1件、以上9件について、記載内容の受理を行っております。
議案書23ページ、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号5番、整理番号1番の1件、区域番号6番、整理番号2番及び3番の2件、以上3件について記載内容の受理を行っております。
議案書24ページ、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号3番、整理番号1番の1件について記載内容の受理を行っております。
議案書25ページ、報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、区域番号7番、整理番号3番の1件、以上3件について記載内容の受理を行っております。
議案書26ページ、報告第7号 農業者年金業務（1）高齢年金支給裁定について、区域番号4番、整理番号1番の1件、区域番号7番、整理番号2番の1件、以上2件について、進達し裁定されたものです。報告は以上です。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。
〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 すみません、ちょっと確認だったんですけども、12ページ、議案第6号の振興公社の貸付なんですけれども、先程の審議の中で、利用権を設定する者、この方たちは、振興公社に土地を貸した方ではなかったですか。自分で利用する方ではないですね。先程は、この方たちが自分で耕作するような話があったものですから。利用権を設定する者で、名前が書かれていますよね、住所と名前、この方たちが、振興公社に、自分の土地を貸し付けて、新た

に振興公社から、別な方が借りる、ということですよ。だから、先程の説明は、この方たちが今回、振興公社から借りて、耕作するというような説明だったんですけども、ちょっと違うなというふうに感じたものですから。

1 番 議長 議長 1 番 議長 1 番 議長 1 番 議長 1 8 番 議長 1 8 番 議長 1 8 番 議長 1 番 議長 農地係長 1 8 番 庶務係長 議長 庶務係長

議長 1 番 (発言を求める。)

1 番 (発言を許可する。)

すみません、関連して、お伺いします。利用権を設定する者というのは、利用権を設定するんですよ、誰かが。設定する者というのは、それを使う人ではないんですか。

農地中間管理機構が、利用権の設定を受ける者というふうになっているんですけども。

だから、設定を受ける者、というのと、利用権を設定する者との言葉の使い方が、非常に微妙なんです。だから、調べてください。

これは、紛らわしいから、調べて、すみません、来月の返答でよろしいですか。

結構です。

議長 1 8 番 (発言を求める。)

1 8 番 (発言を許可する。)

関連なんです、福島県農業振興公社については、その、設定を受ける者ですか、の名前が出ていないということなんです、農協関係については、受ける者としてちゃんと出るようですが、この辺が、名前が出ていないということは、農業委員会では、そこまではタッチしないということなのか、どうなのか。要するに、議論することがないということなのか。誰に貸すかは公社が勝手に決めると、ということなのかどうか。

いや、勝手に決めないですよ。勝手に決めることはできない。

事務局

こちらの方はですね、農業振興公社につきましては、一度、利用権を設定する方の方から、農業振興公社の方に、申し出をしていただくことになりまして、振興公社の方で、取りまとめをいたしまして、一旦そこで公告をするようになります。その後で、その土地について新たに貸し付けを行うということになりますので、こちらについては、一旦、農業振興公社で借り受ける、ということになります。

J Aについては、予め、話がまとまった段階で申請になりますので、こちらについては、設定を受ける者と、設定する者について記載しております。

もっと具体的にわかるように。なんで農協の方だけが両方の名前が出て、振興公社の方は出ないのだから。そうして、要するに名前が出ないということは、農業委員会では審議することはないということなのか、その説明をお願いしたい。

議長 (発言を求める。)

事務局 (発言を許可する。)

農協につきましては、この場で、貸し借りがわかるものについて、報告という形になるんですけども、公社については、一旦、農地の所有者から公社に貸すという形での公告をした後で、期間を置いてから、公社から、次の、農地を借り受ける人に、という形での公告が先ということで、まあ、一遍にはやらないと、いう手続きになっている関係で、公社の分については、土地の所有者から公社への貸付ということで、ここに記載がされているという形になっております。だから実際的には、もう、借りる人も、決まっはいるんですけども、公告の手続きの関係で、2回、その手続きがあるという形になっておりますので、ここでは、

まあ片方しか出てきていないという書き方をしておりますけれども。実際的には、借りる人は決まっているので、それも記載が必要であるということであれば、記載することも検討していきたいと思います。

議長 農業振興公社というのは、貸したい人の受け手の書類があるんですよ。当然、それを農業振興公社に出す時はもう、次に借りる人が決まっている。

1 番 議長 1 番（発言を求める。）

議長 1 番（発言を許可する。）

1 番 参考までに。農業経営基盤強化促進法に基づく土地の移動というのは、認定農業者にしか移動しないんですよ。ですから、認定農業者ですから、権利の設定ではなくて、その人に資格があるかどうかの審議は必要ないんです。例えばの話ですけれども、農業振興公社の欄を見らっしゃい、そうすると、私はさっき、設定する者の話をしましたけれども、その後ろを読んでいくと、何を作るとか、いつからいつまでと書いてあるんです。金額はいくらとか。これは、誰の部分を書いたんですか。書いたとすれば、その前の人のことを書いているんですよ。振興公社がこんなことやるわけないじゃないですか。畑をやるとか。それは、利用する側じゃないですか。だから、設定する者については、言葉遣いが違うような気がするんです。

それから、もう一方の農協の話は、またこれは別の権利の問題なんですよ。農用地利用増進法という法律なんですよ。だから、法体系が違うんですよ。法体系が違うものを、同じようにしなさいということが、そもそも無理な話なんではないかと、私は思います。

1 0 番 議長 1 0 番（発言を求める。）

議長 1 0 番（発言を許可する。）

1 0 番 各区域の協議会の中で、誰が耕作するという、請け負う方の名簿、は、出ていると思うんです。その中には、農地の所有者、という格好で載っているんで、利用権を設定、のところは所有者、公社については、耕作する方の名前までは入れられないと、というようなことであれば、このままではしょうがないと思いますが、非常にわかりにくい書類だとは思いますが、所有者と、あと使用者、という部分をわかりやすい文言にしていただければ非常に助かると思います。

1 番 議長 詳細な内容は2か月後に出てくるんですね。

議長 みなさん、各区域の、ここに挙がっている案件の分の名簿は持っていると思います。借りる人はもう、決まっている。

庶務係長 議長（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

庶務係長 この、基盤強化促進法の、表というのが、農業委員会で作っているのではないんです。農業振興室の方から、送ってもらったものを議案の方に載せているという関係もありますので、その辺は農業振興室の方とも協議が必要なものですから、今ここで、それではこう変えますとは言いづらい部分がございます。

1 4 番 議長 1 4 番（発言を求める。）

議長 1 4 番（発言を許可する。）

1 4 番 議案書の中で、農業振興公社への貸付地ということで、題にのっていますよね、最初に。だからこの住所・氏名は、振興公社分では要らないと思うんですよ。だからこの部分を省い

て、そして、耕作者をここに列記すれば、わかりやすいですよ。あとはこの、期間も入っているし、賃借料も入っているから、そんなに難しいことではないと思うんですよ。その辺を振興公社とも話をしてもらって、改定してもらえばわかりやすいと思います。

議長 いや、法律がそうなっているから、皆さんには理解してもらえないんですよ。法律は変えようがないんだから。そのために、借りる人はこういうふうに、別紙で配られていると思うので。

農地係長 事務局の方から。この表示の方法については、農業振興室の方と、わかりやすい方法について、確認させていただきます。

18番 議長 はい、了解しました。

議長 ではそういうことで、振興公社と話をし、もっとわかりやすい方法にできればということで、事務局、来月まで、そうしてもらえればと思います。

議長 質疑はそれでよろしいですか。

議長 [質問等なし。]

議長 続きまして、5月18日に開催された市長を囲む懇談会について、大宮篤司会長職務代理より報告させていただきます。

会長職務代理 去る5月の18日の午前11時から、市長応接室におきまして、市長を囲む懇談会を開催いたしました。福島市より、市長を始め、農政部長、農政部次長、農業振興室長、農業振興室次長、農林整備課長の方々、それから、当事務局長、庶務係長、農地係長のみなさん、農業委員会からは、会長、私、各区域協議会の会長さん、女性農業委員の方々、ということで、メンバーは以上です。

議長 始めに、福島市長よりご挨拶がありまして、その中で、これから中核市として新しい街づくりに入る上で、農業についても一段と取組を強めて、将来に向けて、夢が持てる、あるいは若い人が入って持続可能な農業にしていきたいというようなご挨拶がありました。

議長 続きまして、宍戸会長よりご挨拶があり、その後、以前取りまとめました、各区域協議会からの、5月2日時点での生育概況ないし問題点、等々を、私の方から説明いたしました。それに対しまして、市長の方からは、生育が早いということに関しまして、今年、花見山の観光客が15%減少したと、いう話がありまして、その中で、やはり開花が早まってしまったということが問題だと、こういったことは今後、観光農園ないしは色々なところに影響が出てくるだろうから、その面では、早めに対処していきたいと、というような話がありました。

議長 トップセールスに関しても、なるべく早めをお願いしますという要請は掛けました。

議長 それから、この後に各区域協議会の会長さんから、各区域の5月2日以降の問題点及び取組についてお話がありましたけれども、抜粋と言いますか、市長さんからのお話ということで、農業全体に係る問題としては、農産物に対する需要喚起をして、値段を上げるように少しでも努力して、需要を増やせるように、みんなが将来に希望を持って、継続していけるような体制を作ることが大事であろうと。農産物の確保に関しましては、ちょうどこの後に、農業関係者と商業観光を含めての研究会が新聞の報道でもあったんですけども、それがあって、そういう中でマッチングして取り組んでいきたいと、というような話がありました。

議長 それから、果樹関係では、人手が大変足りないという話を受けまして、大変だということがあって、そういうことでは大学生とかもいるわけで、農業に触れたいという希望のある人で、そういう関心がある人を、農業サポートバンクのようなものを作って、農家の要望に応じて

人を供給できるような仕組み、またそれをきっかけに農業に入ってくれる、そういう取組をしていきたいと、というような話がありました。

農地の問題ということに関しては、中間管理機構というものがあるわけですが、市長さんも以前、いろんなところ、岡山あたりでも色々、やってみたらいいんですが、なかなか成果が上がらないと、いうことで、説明書とかパンフレットを配っただけで終わりではなくて、個別にマッチングしていくような細かな施策をしていかなければならないのではないかと、というような話がありました。

それから、各地区でのイベント等や活性化についての取組についても色々、各地区からお話があったわけですが、そういった中で、地域で、個人個人ではなく、できるだけまとまって色々な企画をしていくと、その付加価値が全然変わってくるし、仕掛けが変わると思いますと。ほかの進んだところをモデルにしながら取り組んでいただければいいのではないかと思いますという話もありました。

それから市長さんは、色々な所に顔を出しておりまして、梨の王秋であるとか、あるいはりんごのべにこはくとかという話もちらっとされまして、そういった話の中から、加工とかもできていけばいいんじゃないかという話もしておられました。

それから、農業形態自体も、みなさんで集まっての法人化とかをしながら、やっていると、個々の力の限界を突破できる面もあるんじゃないかということで、法人化などにも大変関心があるような話はしておりました。

それから、市長さんの肝いりで今回、女性農業委員の方々、参加を要請されまして、市長さんにお話をされたわけですが、みなさん、現在考えていること、これからやりたいこと、あるいは地域での取り組み、それから、農業ふれあい体験とかについて、いろいろお話をされまして、それを受けまして、市長さんといしましては、やはり女性というの目線が違うんだと、というような話をしておりまして、やはり消費者の目線というのは非常に大事になると思うと。我々はどうしても作る方にばかり一生懸命になるが、最終的に食べる人はどうなんだろうというところの目線が必要ではないのかなと、いうお話をされておりました。全般的な話といしまして、1時間くらいだったものですから、大変、せわしなく意見交換をしたわけなんですけれども、結構、動く市長さん、勉強されている市長さん、それで、いろいろな所で今まで、行政に関わっていた方なんで、そういう面ではどうやって具体化をしていったらいいのかという話ができる市長さんではないのかなと、いう印象を持ちました。大変、短い時間だったんで、来年度はできれば、お昼を食べながらできるくらいの時間をとってやれば、結構面白い、話になるのではないかと思います。

議長

ありがとうございました。

15時になります。会期の延長をしたいと思います。よろしいですか。15時30分までの延長ということで、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長

それでは、続きまして、5月27日に開催された第1回農業ふれあい体験について、本日、古関恵子委員長、欠席でございますので、副実行委員長の柴山栄重委員よりご報告いただきます。

3番

先日行われました、第1回、農業ふれあい体験の報告をします。

先月、5月27日、午前9時30分より行いました。参加人数は、親子10組で、27名の

参加をいただきました。協力委員10名、事務局職員6名、16名の協力のもとに行われました。

概要としましては、今年度最初の事業として、本内地内の私、柴山の畑におきまして、種蒔きと定植作業、野菜の収穫作業を行いました。

J A 東部営農センターで、開講式を行いました。古閑実行委員長と、宍戸会長よりご挨拶をいただきまして、その後に、5か所の畑を徒歩で移動しまして、親子で実際に、種蒔きと定植作業、野菜の収穫作業を行いました。初めての農作業でしたけれども、委員の方々の指導を受けながら、熱心に農作業をしておりました。特に、子供たちが楽しそうに土に触れていた様子や、目の輝きが大変、印象的でした。

体験終了後は、J A の営農センターに戻りまして、女性農業委員の方の協力のもとに、野菜をふんだんに使いましたクレープを食べました。徒歩での移動も含めて、1時間30分に及ぶ暑い中での農作業の後ということもあって、大変、おいしいと好評でした。

天候にも恵まれ、皆様の協力により、無事、第1回目を終えることができました。また、第2回目は、今回の作業が収穫へつながる事業ですので、更なる盛り上がり期待できますので、より一層のご協力をお願いいたしまして、事業報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしました。追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長

追加、変更等ございません。

議長

その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議長

何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理

(会長職務代理よりあいさつ)

慎重審議ありがとうございました。これで第12回総会を終了いたします。

(午後3時10分)

平成30年6月18日

これは、福島市農業委員会第12回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 1番 _____

議事録署名人13番 _____